

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 6日

(宛先) 前橋市長

提出者

住 所 前橋市鳥取町123  
氏 名 相模屋食料株式会社  
代表取締役長 鳥越 淳司  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 027-269-2345

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	相模屋食料株式会社 第二工場
事業場の所在地	前橋市小神明町703
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	豆腐・油揚製造業 (E09 食品製造業)
② 事業の規模	1,900,000千円
③ 従業員数	70人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り

(日本産業規格 A列4番)



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	汚泥
	排出量	1015 t	376 t
(これまでに実施した取組)			
②計画	・脱水機による汚泥の減容化。		
	・工場で歩留まり向上の取り組みを行い許容外品の削減。		
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	汚泥
	排出量	1000 t	350 t
	(今後実施する予定の取組)		
・歩留まり向上の取り組みを継続的に行う。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・種類別に廃棄置き場の設定。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・許容外品削減への取り組みを行う。 ・生産時のロス率低減への取り組を行う。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】		
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
排出量	45 t	t

①現状

(これまでに実施した取組)

- ・細分化し再生利用品増加に努めた。

【目標】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
排出量	43 t	t

②計画

(今後実施する予定の取組)

歩留まり向上の取り組みを継続的に行う。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・種類別に廃棄置き場の設定。

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・再生利用品増加への取り組み。(廃棄置き場の細分化)

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（ 年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
【前年度（令和4年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	913.5 t	t	
(これまでに実施した取組) ・乾燥機による減容化			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	900 t	t	
(今後実施する予定の取組) ・乾燥機による減容化を継続的に行う			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度( 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	汚泥
	全処理委託量	101.5 t	376 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	101.5 t	376 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) ・処分委託先で問題なく処分、再生利用がされているか確認を取る。			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	全処理委託量	45t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	45t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

## (第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	汚泥
	全処理委託量	100 t	350 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	100 t	350 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

## (第5面)

【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類
	全処理委託量	43t t
	優良認定処理業者への 処理委託量	43t t
	再生利用業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t
(今後実施する予定の取組) ・分別の細分化で回収業者が効率良く回収出来る様に努める。		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

